

こうけんで こうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつづき～



2022年11月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコパビル 4 階
Tel.0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

季節の移ろいが年々早まっているように思われるのは、なぜでしょう。寒暖の差が激しいと疲労が溜まりやすくなりますが、皆さまお元気にお過ごしでしょうか。日々体調管理にはお氣をつけたいと願っています。

さて、今回は後見等開始申立について申立人の立場、あるいは申立人をサポートする立場でお伝えしていますが、その中で依然として多いのが後見人等（後見人、保佐人、補助人）は親族が行いたい、というニーズです。その場合、必ず家庭裁判所への申立書には後見人等候補者として、その親族のお名前を記載します。申立後はその家庭裁判所での面接があります。面接官は家庭裁判所が外部から招聘した方で、金融機関のOBOGなどが多く見受けられます。その家庭裁判所ごとで特色がありますし、面接官も人間なので、機械的に質問を投げかけていってその面接がクリアできる、というものでもなく、質問へのその後見人等候補者の一瞬の反応や、受け答えの仕方、礼儀作法、人となりまで見ているような気がします。また、最初からフレンドリーな面接官もいれば、後見人等としての適性があるか疑わしいといった懐疑的な態度で最初から臨まれる面接官もいます。私はなるべく面接には付き添うようにしていますが、こんなにバラバラの対応でいいのか？？という疑問に思っています。

そんなことから、後見人等になるのも一か八か、運にまかせる、普段から行いをよくする、なんていう神頼み的な部分も指導させていただくかもしれません。。。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

さて、今回は後見制度の申立を考えるひとつのケースについてお話したいと思います。



IKUKO

大学卒業後に地方から東京に来て仕事に就き、生活の本拠地を東京にしている方は多いかと思えます。**子ども達全員東京や大阪など都市に出てしまい、ご両親はそのままだ方に住んでいるというケース**は、少子高齢化の現代では当然の流れかと思えます。そうすると、子ども達が全員ご実家のある地域から離れて暮らしているため、ご両親の面倒をみる人がいないという状況が起こります。

在宅で生活することができなければ、どうしても老人ホーム・介護施設や病院に入ることになります。基本的には通帳を預かる施設は少なく、（少額しか入っていない通帳であれば施設で預かってくれる場合もあるようですが）日用品を買うため数万円を預かるというような場合が多いです。

そこで、**親が施設へ入所したことから、東京にいる子が通帳などの財産を管理するために、成年後見制度を利用しようと考え、ご相談にいらっしゃる場合があります。**

いざ申立！の際に多く聞かれることが、東京の司法書士に依頼したほうが良いのか、ご両親が生活している地方の司法書士に依頼したほうが良いのか、という質問です。これは間違いなく申立人が住んでいる東京の司法書士に依頼するのが望ましいとお答えしております。申立では、申立人との打合せや準備が必要となりますので、申立人がすぐ行くことができる東京の事務所が断然効率的です。

地方では弁護士や司法書士が少なく、相談するのも大変な場合もあると思います。例えば、ご両親が地方在住で、後見申立の準備をしていたところ、その途中で子供たちがいる東京の施設へ移動となった場合、東京の家庭裁判所へ申立を行うこととなりますが、これまでは、地方と東京で一部書式が異なるところがあるため、一から申立書類の準備を整えなければならなくなった…という事例もありました。

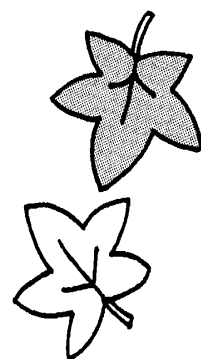
書式の件を補足しますと、**家庭裁判所に提出する申立関係書類の書式は2020年4月に全国統一されています。**とは言いましても、申立に必要な準備が煩雑なことは以前お伝えした通りです。ここで成年法定後見制度の主な特徴について再度整理しておきましょう。

法定後見のメリット

- 判断能力が低下した本人の財産管理をすることができる
- 家庭裁判所への報告の義務があるため、財産の厳格な管理のもと横領等の防止ができる
- 成年後見人等には取消権があるので、依頼者が詐欺にあっても契約を取消することができる

法定後見のデメリット

- 家族が後見人になれるとは限らないこと、手続きに時間がかかるため迅速性にやや欠ける
- 基本的には、ご本人が亡くなるまで成年後見制度等は続くため、費用がかかる
- 本人の財産を減少させるような行為や、相続税対策は基本的にを行うことができない



YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



LINE★
国松司法書士法人
友だち追加
どうぞよろしく☆

